

学習指導要領等の改訂について

学習指導要領等の改訂の基本的な考え方

- 子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力の一層確実な育成と、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現
- 知識の理解の質をさらに高めた確かな学力の育成
- 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実による豊かな心や健やかな体の育成
- 高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革の中で実施

【学習指導要領等の実施スケジュール】

	平成31年度(令和元年度)	令和2年度	令和3年度 (本年度)	令和4年度
幼稚園		平成30年度から全面实施		
小学校	移行期間 (先行実施)		令和2年度から全面实施	
中学校		移行期間 (先行実施)		令和3年度から全面实施
高等学校		移行期間 (先行実施)		令和4年度から年次進行で実施

※ 特別支援学校においては、それぞれの学習指導要領等の実施スケジュールに準拠

● 幼稚園

改訂の基本方針

- 幼稚園教育において育みたい資質・能力の明確化
 - ・「知識及び技能の基礎」 ・「思考力・判断力・表現力等の基礎」 ・「学びに向かう力、人間性等」
- 小学校教育との円滑な接続
 - ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化
 - ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校の教員と共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図ること
- 現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し
 - ・現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直しを図ること ・預かり保育や子育ての支援の充実を図ること

● 小・中学校

改訂の基本方針

- 育成を目指す資質・能力の明確化
 - ・「知識及び技能」 ・「思考力・判断力・表現力等」 ・「学びに向かう力、人間性等」
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進
- 言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実 など

教育内容の主な改善事項

- 言語能力の確実な育成
(例) 発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成 (小・中：国語)
- 理数教育の充実
(例) 日常生活等から問題を見いだす活動 (小：算数・中：数学) や見通しをもった観察・実験 (小・中：理科) などの充実によりさらに学習の質を向上
- 伝統や文化に関する教育の充実
(例) 古典など我が国の言語文化 (小・中：国語)、県内の主な文化財や年中行事の理解 (小：社会)、我が国や郷土の音楽、和楽器 (小・中：音楽) などの指導の充実
- 道徳教育の充実
(例) 道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実
- 体験活動の充実
(例) 自然の中での集団宿泊活動や職場体験等の重視 (小・中：特別活動等)
- 外国語教育の充実
(例) 小学校において、中学年で「外国語活動」(35単位時間)、高学年で「外国語科」(70単位時間)を導入
- その他の重要事項
(例) ・初等中等教育の一貫した学びの充実 ・主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実
・情報活用能力(プログラミング教育を含む) ・部活動
・子供たちの発達の支援(障害の状態等に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等)

● 高等学校

改訂の基本方針
<input type="checkbox"/> 子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携・協働する「社会に開かれた教育課程」を重視 <input type="checkbox"/> 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進 <input type="checkbox"/> 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進 <input type="checkbox"/> 教科・科目構成の見直し（国語科における科目の再編、地理歴史科における「歴史総合」「地理総合」の新設、公民科における「公共」の新設（道德教育を含む。）、共通教科「理数」の新設、情報科における科目の再編による必修科目「情報Ⅰ」の新設など）
教育内容の主な改善事項
<input type="checkbox"/> 言語能力の確実な育成 (例) 科目の特質に応じた語彙の確実な習得、主張と論拠の関係や推論の仕方など、情報を的確に理解し効果的に表現する力の育成（国語）、学習の基盤としての各教科等における言語活動の充実（総則、各教科等） <input type="checkbox"/> 理数教育の充実 (例) 将来、学術研究を通じた知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指し、新たな探究的科目として、「理数探究基礎」及び「理数探究」を新設（理数） <input type="checkbox"/> 伝統や文化に関する教育の充実 (例) 我が国の言語文化に対する理解を深める学習の充実（国語）、政治や経済、社会の変化との関係に着目した我が国の文化の特色（地理歴史）、我が国の先人の取組や知恵（公民）、武道の充実（保健体育） <input type="checkbox"/> 外国語教育の充実 (例) 総合的な言語活動を通して「聞くこと」「話すこと」「話すこと[やり取り・発表]」「書くこと」の力をバランスよく育成するための科目（「英語コミュニケーションⅠ、Ⅱ、Ⅲ」）や、発信力の強化に特化した科目（「論理・表現Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」）を新設 <input type="checkbox"/> 職業教育の充実 (例) 産業界で求められる人材を育成するため、「船舶工学」（工業）、「観光ビジネス」（商業）、「総合調理実習」（専門家庭）、「情報セキュリティ」（専門情報）、「メディアとサービス」（専門情報）を新設 <input type="checkbox"/> その他の重要事項 (例) ・初等中等教育の一貫した学びの充実 ・主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実 ・情報活用能力（プログラミング教育を含む） ・部活動 ・子供たちの発達の支援（キャリア教育、障害の状態等に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等）

● 特別支援学校

改訂の基本方針
<input type="checkbox"/> 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視 <input type="checkbox"/> 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視 <input type="checkbox"/> 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実
教育内容の主な改善事項
<input type="checkbox"/> 学びの連続性を重視した対応 ・「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について基本的な考え方を規定 ・知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について整理（各部や各段階、幼稚園や小・中学校、高等学校とのつながりに留意） (例) 中学部の内容に二つの段階を新設、小・中学部の各段階に目標を設定 <input type="checkbox"/> 一人一人に応じた指導の充実 ・障害の状態や特性等に応じた指導上の配慮の充実及びICT機器の活用等 (例) 視覚障害：空間や時間の概念形成の充実 (例) 聴覚障害：音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実 (例) 肢体不自由：体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成 (例) 病弱：間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫 ・自立活動の指導の充実 <input type="checkbox"/> 自立と社会参加に向けた教育の充実 ・卒業後の視点を大切にされたカリキュラム・マネジメントの計画的・組織的な実施 ・幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実 ・生涯学習への意欲を高め、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定 ・障害のない子供との交流及び共同学習の充実 ・知的障害者である子供のための各教科の目標及び内容について、育成を目指す資質・能力の観点から充実 (例) 日常生活に必要な国語の特徴や使い方（国語）、数学を学習や生活で生かすこと（算数、数学）

学習指導要領の改訂に伴う令和3年度の移行措置

- 小学校・・・全面实施
- 中学校・・・全面实施
- 高等学校

新高等学校学習指導要領（以下、新学習指導要領という。）への円滑な移行のため、平成31年4月1日から新学習指導要領が適用されるまでの間を移行期間とし、その期間においては、教科書等の対応を要しない場合など可能な範囲で、新学習指導要領による取組を推進していく。特に、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」をバランスよく育成することを旨とする新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

- 1 総則 → 新学習指導要領によることが適さない事項を除き、新学習指導要領による。
- 2 各教科等

教科等	移行措置の内容
総合的な探究の時間	■従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、新学習指導要領による。
特別活動	■新学習指導要領による。
地理歴史、公民	■新学習指導要領の領土に関する規定を適用する。
家庭	■新学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導する。
保健体育、芸術、福祉、 体育、音楽、美術	■新学習指導要領によることができる。 ※福祉には、科目「福祉情報」を加える。

3 移行措置の内容の適用時期及び対象について

移行措置の内容については、基本的に、平成31年度以降、在籍する全ての生徒に適用する。ただし、総合的な探究の時間については、平成31年度以降に高等学校に入学した生徒に適用し、家庭については、平成30年度以降に高等学校に入学した生徒に適用することとする。

※ 移行措置に関する情報については、文部科学省HPを参照

● 特別支援学校高等部

対象障害種別	教科等	移行措置の内容
視覚障害、聴覚障害、 知的障害、肢体不自由、 病弱	総合的な探究の時間	■従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、新高等部学習指導要領による。
	特別活動	■新高等部学習指導要領による。
視覚障害、聴覚障害、 肢体不自由、病弱	各教科等	■高等学校に準じる。
視覚障害	専門教科	■保健医療及び理療については、新高等部学習指導要領によることができる。 ■理学療法については、新高等部学習指導要領による。
聴覚障害	専門教科	■印刷、理容・美容、クリーニングについては、新高等部学習指導要領によることができる。 ■歯科技工については、新高等部学習指導要領による。
知的障害	特別の教科 道徳	■「道徳」を「特別の教科 道徳」に改め、新高等部学習指導要領による。
	各教科等	■新高等部学習指導要領によることができる。

移行措置の内容については、基本的に、平成31年度以降、在籍する全ての生徒に適用する。ただし、総合的な探究の時間及び歯科技工については、平成31年度以降に入学した生徒に、高等学校に準じた教育を受ける生徒の家庭については、平成30年度以降に入学した生徒に、理学療法及び特別の教科道徳については、令和2年度以降に入学した生徒に適用することとする。

移行期間中における学習評価の取扱い

● 高等学校

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に新高等学校学習指導要領の規定を適用する部分を含め、現行高等学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。

● 特別支援学校高等部

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に新高等部学習指導要領の規定を適用する部分を含め、現行高等部学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。

特別支援学校（知的障害）高等部における道徳科の評価については、学習活動における生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で端的に記述する。